

放置車両確認標章の作成・取付け要領等について

令和6年3月18日付け警察庁丁交指発第55号
警察庁交通局交通指導課長から警視庁交通部長、各道府県警察本部長
あて

(概要)

放置車両確認標章の作成・取付け、放置車両の確認後における警察署長及び都道府県公安委員会への報告等並びにレッカー移動に際しての要領等について通達するもの。